

軍紀・風紀に関する資料 解説

瀨 瀨 厚

明治期軍隊の軍紀・風紀

すでに多くの指摘があるように、日本の戦前の軍隊ほど軍紀・風紀が重大な関心事となり、それに関する種々の施策が頻繁に行われた軍隊も極めて稀であろう^①。軍紀・風紀に関する問題は、創立から解体に至るまで日本の軍隊に一貫してつきまとい、最後まで決して解決されることのなかった問題であった、と指摘しても決して過言ではない。同時に、日本軍隊の軍紀・風紀に関する問題は、日本軍隊の性格を見るうえで重要な検討課題であり、また戦前日本の政治社会の特質を浮彫りにするものでもあった。以下、ここに収められた資料の意義を確認するためにも、まず日本軍隊の生成・発展・崩壊の過程において、軍当局が行った軍紀・風紀に関する施策を大雑把にでも整理しつつ、若干のコメントを付しておきたい。

日本の軍隊は創立当初よりフランス、イギリス、その後ドイツの軍制を模範とし、近代的軍隊としての外皮をまといながらも、その内実は欧米諸国の軍隊と似て非なるものがあった。編成・装備の面では近代的軍隊としての体裁を整えていくものの、兵士達は各藩から寄せ集められた封建的武力集団であり、後に明治中央政府の直轄軍隊として組織された御親兵や鎮台兵にしても実態は同様であった。彼らはいずれも旧支配階級に所属した武士階級出身者であり、日本の軍隊はヨーロッパの近代的軍隊のように、市民革命の主体勢力となった農民や労働者を中心とする真の意味での国民的軍隊ではなかったのである。

創立期の明治軍隊が旧態然とした封建的秩序を基軸とする旧武士階級によって占められたことは、合理主義や科学主義を不可欠とし、さらに個々の兵士の自発性・積極性を必要とした近代的軍隊への脱皮を極めて困難なも

のにしていた。そのうえ、明治初期の軍隊は明治中央政府が種々の封建的遺物を排除するために組織された、一種の雇い兵的性格を持っており、兵士の自発性・積極性を基にした軍隊秩序の形成は到底期待することができなかったのである。これらの兵士を統制していくために、厳格な軍紀が何にましても必要とされた理由もここにあった。

その後、明治政府が徴兵制の導入（一八七三年）に踏み切ったのは、軍紀・風紀の観点からすれば、こうした武士階級出身者を主体とする軍隊に限界を感じとったからである。ここでは規律や統制ある軍隊へと再編成するために、武士階級出身者に代わって農民を主体とする軍隊の再編を試み、これに軍隊教育を徹底して施すことで、新しい近代軍隊を創りあげようとした。要するに国民皆兵制の採用により大衆軍隊を組織し、明治政府に反抗的となりつつあった武士階級出身者の影響力を逐次排除しようとしたものである。しかし、徴兵制軍隊の軸となった農民層は、土地革命によって解放された自立した農民層ではなく、依然として封建的束縛のなかに喘ぐ人々であった。その彼らにしてみれば、徴兵とは賦役以外のなにもでもなかったのである。彼らが近代軍隊の兵士として、その職分を自発的・積極的に果たすとも考えられなかった。それゆえ、これらの人々を軍隊秩序のなかに取り込み、言わば強制動員への不満や反発を押さえるためには、ここでもまた厳格な軍紀による服従の強制以外に方法はなかったのである。

軍当局の軍紀・風紀に関する施策は、一八七一（明治四）年八月、抗命、結党、上官侮辱、暴行脅迫の罰則規定を記した「海陸軍刑律」と、次いで翌年六月に服従と礼節を説いた「歩兵内務書」が出されたことから早くも開始される。明治期における軍紀・風紀に関するもので最も注目されるのが、一八七八（明治二）年八月に当時陸軍卿であった山県有朋が公布した「軍人訓戒」と、一八八二（明治一五）年一月に天皇の名によって出された「軍人勅諭」であることはよく知られているところである。

「軍人訓戒」は、公布の前年に発生し、明治軍隊創設以来最大の軍隊反乱事件であった竹橋事件を教訓として出され、忠実、勇敢、服従こそが軍人精神を維持するうえで不可欠な条件であることが説かれていた。また、自由民権運動の軍隊内への浸透を阻止する目的で出された「軍人勅諭」は、軍人が守るべき条件として、忠節、礼

儀、武勇、信儀、質素の五項目を挙げてゐる。なかでも上官の命令を天皇の命令と認識させ、天皇への忠節と上官への服従を同一視させ、天皇の権威を前面に押し出す形で軍紀の強化を図ろうとした。さらに、「只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ 其操を破り不覚を取り汚名を受くるなかれ」とする有名な文面は、軍人一般への一種の脅迫であり、ここから軍隊に不可欠な自戕性は生まれるはずがなかった。天皇の命令に絶対服従することが個々の兵士に公然と求められ、そのことを兵士の生命の価値より上位に置いたことは、天皇の軍隊における命令と服従の関係のあり様を率直に示したものであった。同時に、日本の軍隊が精神的側面においても、天皇の権威のもとに束ねられていく方向を明確に打ち出した点で画期的なものであった。

こうして、国内治安を第一の任務とする軍隊から、対外戦争を遂行する外征型の軍隊としての体裁を整えるに従い、軍紀・風紀に関する施策は一段と強化され、一八八七（明治二〇）年五月、軍隊教育を担当する監軍（後の教育総監部）が創設されて軍隊教育を通じての軍紀・風紀へのテコ入れが本格化する。そこでは軍紀を、「軍紀ニ因テ規定サルル事ヲ得以テ初メテ軍隊本然ノ用ヲ全フスルヲ得ヘシ」^②とし、軍隊における軍紀の役割を明記し、さらに軍紀違反者は厳しく罰する旨が盛り込まれたのである。この時すでに軍紀は、軍人自ら自発的かつ積極的に受容するものというより、天皇の権威を背景として、厳格な懲罰と引き換えに絶対的に服従するものとして位置づけられることになる。この路線は以後も踏襲され、兵士は軍紀を忠実に履行する存在とされ、軍紀への不満や反発を抱くことは決して許されない建前が確立されていった。

軍隊内務の励行

日露戦争を経て、対ロシア再戦をも睨んで軍事力の強化が叫ばれるなかで、軍紀の引き締めにも一段と拍車がかかり、軍紀を徹底して注入する場として兵営生活における軍隊内務の励行が説かれることになる。例えば、一九〇八（明治四二）年一二月に改定された「軍隊内務書」には、「軍紀ハ軍隊成立ノ大本ナリ故ニ軍隊ハ必ず常ニ軍紀ノ振作ヲ要ス」と明記され、兵営生活のなかで兵士達は軍紀によって上官の命令に忠実に従い、戦う「機械」

としての教育を施されていく。同時に上からの一方的な服従の強制への反発を考慮しつつ、一定の枠内のなかで兵士の自発性を喚起するという選択が模索されたことも、この時期のひとつの特徴であった。それは、同じく「軍隊内務書」に明記された「兵營ハ苦業ヲ共ニシ死生ヲ同ウスル軍人ノ家庭」とし、軍隊内務においては「和氣藹々ノ裡軍隊家庭ノ実ヲ挙クルヲ要ス」ことが肝要だと明記されたことから読み取れる。所謂軍隊内における家族主義の強調である。

一九〇八年の「軍隊内務書」改定作業の推進者であった田中義一（当時歩兵第三連隊長、後首相）は、この家族主義について講演のなかで、「中隊は家庭である。中隊長と部下とを親子の關係に結び付け、古い軍人と新しい軍人とに兄弟の如き關係を持たせることの必要を絶叫して遂に目的を達し、中隊は軍隊内の一家庭ということになった」と発言している。田中はロシア軍敗北の教訓のなから、厳格で絶対的な軍紀と懲罰だけで軍隊における支配―服従という關係を維持強化し、兵士の上官への忠誠心を獲得することは、もはや限界があるとの認識を抱くようになっていた。そこで家族關係の支配―服従の構図を軍隊内に持ち込み、軍隊内における赤裸々な強権性・暴力性を偽装化し、それによって兵士の軍隊内における不満や反発を吸収しようとしたのである。しかしながら、軍隊家庭主義の導入による偽装化によっても、本質的には何ら変化はなかった。むしろ、天皇制國家の支配イデオロギーとしての家族國家觀の軍隊内への導入により、これまで以上に上官の存在が絶対化され、「愛の鞭」の名のもとに私的制裁（リンチ）が軍隊内で横行するばかりであった。

それよりも、この「軍隊内務書」の狙いを明瞭に要約しているのが、『偕行社記事』（第三八七号、一九〇九年）に発表された「軍隊内務書改定理由書」である。ここでは、一九〇八年の「軍隊内務書」は、要するに全軍画一主義の採用、精神教育の重視、軍紀・風紀の振張、の三点に要約されるとした。全軍画一主義の採用は、能率よく機動し、命令への非自立的服従を励行する兵士の育成を目指す軍隊内務の必要性を説いたものであり、精神教育の重視は、日本の軍需生産能力水準の低位性を予測したうえで、裝備の劣弱さを補完するために兵士の精神力強化を強調したものであった。そして、軍紀・風紀の振張は、日露戦後における労働運動や社会主義運動の軍隊内への影響を阻止することが念頭に置かれたものであった^④。

軍隊教育と軍隊内務を通じて軍紀の徹底と風紀の維持は、大正・昭和と続く時代においても主要な課題であった。しかしながら、シベリア干渉戦争という名分なき侵略戦争に動員された兵士達の軍紀の頽廃が顕在化するに及び、軍紀への見直しが再度軍当局の緊急課題となっていた。同時に大正デモクラシー運動の影響が兵士達にも出はじめており、兵士のなかには絶対的な服従の強制や、人間性を一切許容しない軍隊組織への不満・反発を公然と表明する者も現れてきたのである。これに対して一九二一（大正一〇）年改定の「軍隊内務書」では、兵士の「自覚」に基づく軍紀の重要性への認識と服従の積極的受容という狙いから、軍隊内務の緩和や簡略化を断行する処置が打ち出された。ところが、一九二〇年代前後から開始された中国・朝鮮における反日本帝国主義の動きが顕在化するにつれ、早急に軍隊立直しの観点から、再び兵士の管理・統制が強化されることになる。

その象徴的な事例として、一九三四（昭和九）年改正の「軍隊内務書」には、「欧州大戦後滔々トシテ風靡セル誤レル『デモクラシー』的思想ハ軍紀ヲ振作シ軍ノ團結ヲ完フル所以ニアラザルノミナラズ特ニ皇軍意識ノ徹底ヲ害スルモノアル」と記し、大正デモクラシー状況の軍隊への影響に対する危機感を明らかにしつつ、これが軍隊の団結を崩壊させる原因となるとしてデモクラシー運動への敵対感を赤裸々にする。そして、これに対抗する意味で皇軍意識の昂揚を図り、軍紀の強化維持に奔走することになるのである^⑤。しかし、皇軍意識の昂揚による軍紀の引き締めといっても、それは所詮皇軍兵士達を規則によって管理・統制しようとしたに過ぎず、兵士の自発的な忠誠心を引き出すものではなかった。

日中戦争下の軍紀・風紀

日中全面戦争の開始にともなう兵士の大量召集と戦場への大量動員は、軍隊内における統制・秩序維持をより困難とさせることになった。その結果、当然のごとく軍紀・風紀の維持が困難となる状況のなかで、中国軍の果敢な攻勢の前に日本軍兵士の甚大な犠牲と、戦線膠着による長期戦化を原因とした兵士達の厭戦気分とにより、軍紀の混乱は一層顕著となっていた。南京虐殺事件（一九三七年二月）に代表される日本軍による中国人大量虐殺事件の発生の背景には、厳格な軍紀によって出口をふさがれた兵士の不満・反発の蓄積という問題があった。

同事件における兵士達の残虐行為は、日本軍隊が当初から内在させてきた矛盾の爆發であり、人間性を一切認めず、厳しい懲罰を背景に服従の強制を求める軍紀の限界と崩壊とを意味するものであった。

ところで、日中全面戦争で従来に類例をみない大量の兵力動員は、現役兵の比率を低下させ、予備役や後備役の比率を高めことになる。そして、軍隊内における服従の徹底という習性を充分に会得していない予備役や後備役の存在が、軍紀の混乱の主要な原因となっていく。軍紀犯の内容は、対上官暴行、抗命、多衆暴行脅迫、勤務離脱、逃亡、従軍免奪などの種類に分類されるが、因みに、一九四二年から一九四四年の三年間における軍法会議での処刑数は、各種軍紀犯の合計で、順に七〇四四件、七二一五件、七九九四件と年々増加の傾向を示し、主な軍紀違反別で見ても対上官犯が三六〇件、四二二件、四二〇件、逃亡犯が八三九件、八九五件、一一〇八件という件数にのぼっている^⑥。

そうしたなかで、一九四二（昭和一七）年一〇月一五日、中国湖北省広水鎮に駐屯する輜重兵第三連隊第一中隊の下士官兵七名が、將校団への暴力行為を引き起こした事件（広水鎮事件）や、同年一二月二七日、山東省館陶県に駐屯する独立歩兵第四二大隊第五中隊の兵士六名が將校団を襲撃、中隊長らの幹部が兵營を脱走するという事件（館陶事件）に代表される兵士の上官暴行という、軍隊内規律のなかで最も重大な規律違反事件が頻発するに至っている。南京事件に象徴される他民族への残虐な行為や、対上官暴行などの規律違反などは、大義名分なき戦争への兵士の心理的不安や苦渋の表現でもあった。厳格な軍紀の強制は、兵士の人間性を剝ぐ結果となっており、それが非人間的行為へと走らせる原因のひとつとなっていたのである。日中戦争の膠着化と太平洋戦争末期における絶望的な戦況のなかで、指揮統率の混乱と弾薬・食料の欠乏あるいは途絶という状況は、天皇制軍隊が抱えてきた矛盾を一挙に露呈させ、その内部から軍紀崩壊の危機を迎える。その事例が、出先軍隊の随所で露見されるようになっていたのである。

敗戦を翌年に控えた一九四四（昭和一九）年の「軍隊内務令」には、「三、兵營ハ軍ノ本義ニ基キ死生ヲ共ニスル軍人ノ家庭ニシテ兵營生活ノ要ハ起居ノ間軍人精神ヲ涵養シ軍紀ニ憤然セシメ鞏固ナル團結ヲ完成スル在リ」とし、軍の團結の要としての軍人精神の「涵養」と軍紀の「憤然」を明記し、さらに「五、軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ

故ニ軍隊ハ常ニ軍紀ヲ振作スルヲ要ス時ト所トヲ論ゼズ上下齊シク軍ノ本義ヲ体シ熟誠以テ軍務ニ努力シ命令必ズ行ハル是ヲ軍紀振作ノ実証ト為ス」と記されている。軍紀の維持・強化が軍隊存立の最大の要素であることを明記する背景には、日中全面戦争下による軍紀の崩壊がすでに相当深刻化し、改めて繰り返す必要のあったことを示している。そのことは、一九四五（昭和二〇）年二月の「歩兵操典」に記された「第四、軍紀ハ軍隊ノ命ナリ……軍紀ニシテ其ノ弛張ハ実ニ軍ノ運命ヲ左右スルモノナリ而シテ軍紀ノ要素ハ服従ニ在リ」とする文面にも表れている。

さて、明治期以来の日本軍隊の軍紀・風紀をめぐる問題の素描を試みたが、本書に収められた『軍紀・風紀に関する資料』は、これまで日本軍隊が軍紀・風紀をどれほど重要視し且つ細心の注意を払っていたかを、軍当局自らの調査に基づく具体的な数字、統計、資料によって詳細に語ったものである。これらの資料は、いずれも日中戦争期（一九四〇～一九四三年）に軍当局が各部隊に通達したものが、以下、要点を簡単に指摘しておきたい。

陸軍省副官川原直一の名で陸軍の各部隊に通牒された資料「支那事変ノ経験ヨリ観タル軍紀振作対策」（昭和十五年九月一九日・陸密第一九五五号）は、記述したように日中戦争における軍紀の崩壊の事実を教訓に、その見直しを命じたものである。ここでは軍紀違反の原因・背景を分析し、軍紀違反の実態を詳細に知ることができる。軍当局は日中戦争期における軍紀違反が多発している現状を認めつつ、それが「軍ノ威信ヲ失墜シ延イテハ聖戦ニ対スル内外嫌悪反感ヲ招来シ治安工作ヲ害シ国際関係ニ悪影響ヲ及ホシ聖戦目的ノ達成ヲ困難ナラシメアル」という認識を示す。すなわち、この資料で見える限り、軍当局が中国戦線での上官暴行脅迫、上官侮辱などの多発に象徴されるような軍紀・風紀の崩壊状況を相当程度深刻に受けとめたるうえで、その立直しに躍起になっている様子を詳しく知ることができる。

同時にここには飲酒により鬱積した不満の爆発という形をとって軍紀違反が生起すること、既述したように予備役や後備役、あるいは警備や後方勤務者、さらに帰還軍人などに軍紀違反者が多いとした。要するに、軍隊内教育による軍紀・風紀の徹底が不十分で、かつ短期間に厳格な軍紀を強制されることへの反発と、戦場における恐怖心などが重なった軍人・軍属に特に多く見られるという事実が、この資料によって確認される。

因に同資料によれば、日中全面戦争開始後の二年間（一九三七～一九三八年）に発生した予備役の軍紀違反者が四六三人、後備役が六一四人、補充兵役が二八五人の合計一三六二人という数字は、同期間における現役の違反者数三一二人の四倍強であり、注目すべきところであろう。しかし、同時にここではそうした軍紀違反を防止する手段として、相変わらず幹部教育の徹底、服従観念の透徹、部下の教導薫化、賞罰行使の厳正、軍隊内務の刷新、人事の公正などを指示しているものの、それらが結局はほとんど効を奏さなかったことは、既述した如く一九四二年から敗戦に至るまでの軍法会議における処刑者数の事実によっても明らかであった。

軍紀違反者の多くを占めた兵種のなかに警備や後方勤務者がいたことは、この資料でも明らかにされたが、同じく陸軍省副官川原直一の名で陸軍の各部隊に通牒された資料²「衛兵等警戒勤務者ノ勤務懈怠ニ基ク犯罪状況」（昭和一七年九月二三日・陸密第二七九七号）は、風紀衛兵、衛戍衛兵、防空監視など警戒勤務者が犯した軍紀違反例の詳細な記録報告書である。ここでは勤務離脱や哨令違反、軍機保護法違反などを指す辱職、あるいは欺哨兵哨所通過や隊外への物件搬出など、犯行の態様に分類しつつ、事例の詳細な記録書となっている。改めて軍紀の不徹底振りと、各種の軍紀違反が後方で頻発していた実態が浮彫りとなっており、こうした事実が出征部隊においても相当数存在したことを窺い知れる。

この資料と同様に陸軍省副官川原直一の名で陸軍の各部隊に通牒された資料³「軍紀風紀等ニ関スル情報（第六号）」（昭和一七年二月一九日・陸密第三八三三三号）は、「大東亜戦後ニ於ケル対上官犯ノ状況」「支那事变以来ノ軍内共産主義運動並ニ奔敵ノ状況」「軍民離間ノ誘因トナルベキ軍ノ要自肅事象」「幹部ノ服務不熱心ニ因スル犯罪行特殊事例」の四部から成り、太平洋戦争中における日本陸軍の軍紀・風紀の実態を知るうえでは、現在までに発掘された関連資料のなかで最も資料的価値の高いものであろう。この「軍紀風紀等に関する情報（第六号）」は、戦時中に米軍が何らかの方法によって入手し、対日作戦遂行の参考に利用されたと思われるものである。戦後アメリカ国立公文書館に保管されていた英訳版を、先に藤原彰編集・解説『資料日本現代史1 軍隊内の反戦運動』（大月書店、一九八〇年）に、「大東亜戦後ニ於ケル対上官犯ノ状況」「支那事变以来ノ軍内共産主義運動並ニ奔敵ノ状況」のふたつの資料に限り、瀬瀬と三浦陽一（現岐阜大学助教授）が英文から反訳したものを収め

たことがある。今回の資料は、その後防衛庁防衛研究所戦史室で発見された原資料である。

「大東亜戦後ニ於ケル対上官犯ノ状況」は、軍紀違反のなかでも最も重罪とされた抗命、上官暴行脅迫、上官殺傷、上官侮辱などから成る対上官犯の実数が明らかにされている。言うまでもなく「軍人勅諭」に示されたように、日本の軍隊における上官の命令は、天皇の命令そのものと位置づけられ、この命令―服従の関係基軸が日本軍隊を成立させる最大の条件であった。したがって、上官の命令に背く者は天皇への反逆者であり、天皇への忠誠を拒否することを意味した。それゆえ上官犯の存在自体は、天皇の軍隊としての成立条件を、その根底から突き崩すものとして最も当局を警戒させ、あるいは脅威の対象となっていたものである。

同様に軍隊内における共産主義運動の浸透という事実を軍当局が認めた「支那事変以来ノ軍内共産主義運動並ニ奔敵ノ状況」は、厳格な軍紀の存在ゆえに服従を強制され、大方の兵士が服従に従順に従う状況のなかで、本来抵抗心を剝奪されていたはずの兵士達にとって、軍隊内における反戦・反軍運動に関わるといふ素地は少ないはずであった。しかしながら第一次世界大戦以降、大正デモクラシー状況のなかで軍隊内部にも非戦・反戦運動の影響が及び始めるようになっていた。確かに軍隊内における反戦運動が、一般社会と隔離され、厳格な軍紀と懲罰によって統制された条件のなかで、困難を極めたことは想像に難くない。そうした状況のなかにあっても、軍当局が認めざる得ないような歴然とした反戦運動や共産主義運動が存在したことは特筆すべきことであろう。

⑦。これらふたつの資料は、特に『資料日本現代史1 軍隊内の反戦運動』に収められた資料群と併せて読むと、その実態をより一層明確に把握することができる。

軍当局の共産主義運動への警戒感、同じく「軍民離間ノ誘因トナルベキ軍ノ要自肅事象」にも露見される。例えば、戦争の長期化による生活物資の逼迫という状況を背景に、「敵国ノ思想謀略並「コミンテルン」及至国内共産分子ノ思想策動ハ更ニ活発化シ、巧ミニ叙上ノ如キ事象ヲ促ヘテ軍民離間ヲ策スルハ想像ニ難カラズ」という指摘に遺憾なく表れている。「幹部ノ服務不熱心ニ因スル犯罪非行特殊事例」をも含め、ここには軍当局が、太平洋戦争開始後すでに相当程度進行していた軍隊規律の弛緩という実態が浮彫りにされている。陸軍省副官井斌磨の名により陸軍各部隊に通牒された資料4「自昭和一七年一月至昭和一七年一二月 陸軍秘密書類ノ事故二

関スル原因調」(昭和一八年六月二四日・陸密第二一〇三号)にしても、戦闘による焼却、海没は別としても、誤焼、紛失にいたっては、秘密書類の杜撰な管理態勢が随所に露見され、そこから軍隊内部における組織の統制にヒビが入り始めていたことを充分に窺い知ることができる。

以上の資料は日本軍隊が侵略戦争を遂行する過程で、実はその内部で様々な形態をとりつつ内部崩壊の度を強めていたことを具体的に知る上で貴重な資料群と言えよう。日本軍隊の軍紀・風紀に関する、これまで多くの指摘や分析を裏付ける意味でも、そしてこれを参考に新たな日本軍隊論を展開していく意味でも、これらの新資料が有効に利用されることを期待したい。

〔註〕

- ① 藤原彰「軍紀と服従」(『天皇制と軍隊』一九七八年、所収)および吉田裕・額纈厚「日本軍の作戦・戦闘・補給」の「2 戦術と軍紀の特質」(藤原彰・今井清一編集『十五年戦争史3 太平洋戦争』一九八九年)を参照。
- ② 前掲「軍紀と服従」、八六頁。
- ③ 田中義一「国家総動員の要素と軍事訓練の意義」(辻村楠造監修『国家総動員の意義』一九二六年、二四八頁)。
- ④ 詳細については、前掲藤原論文および拙著『近代日本の政軍関係』(一九八七年)の第二章「軍隊改革と国民基盤の形成」を参照されたい。
- ⑤ 大正期から昭和期にかけての軍紀の内容の変遷と「軍隊内務書」の性格づけについては、吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』(一九八五年)の第三章第五節「歴史のなかの兵士たち」を参照。
- ⑥ 大江志乃夫『徴兵制』一九八一年、一五六頁、参照。
- ⑦ 戦前期における日本軍隊の反戦運動、共産主義運動については、藤原彰編集・解説『資料日本現代史1 軍隊内の反戦運動』(一九八〇年)の「解説」を参照。